

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示
事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1703
- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 1705

◇ 教育委員会

- 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則【教育委員会中央図書館
庶務課】 1711

北九州市告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年6月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
本城パークタウン町会
- 2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 変更年月日 | 代表者の氏名 | 代表者の住所 |
|--------|-----------|--------|--------------------|
| 変更前 | | 芝 幸治 | 北九州市八幡西区本城五丁目2番21号 |
| 変更後 | 平成25年4月1日 | 石井美雪 | 北九州市八幡西区本城五丁目2番63号 |

北九州市告示第278号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年6月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

木下自治会

2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 変更年月日 | 代表者の氏名 | 代表者の住所 |
|--------|-----------|--------|---------------------|
| 変更前 | | 橋木秀徳 | 北九州市小倉南区大字木下110番地2 |
| 変更後 | 平成21年4月1日 | 大坪祥男 | 北九州市小倉南区大字木下1160番地5 |
| 変更後 | 平成23年4月1日 | 中野英彦 | 北九州市小倉南区大字木下395番地 |
| 変更後 | 平成25年4月1日 | 増井久衛 | 北九州市小倉南区大字木下586番地7 |

2 主たる事務所の変更

| 変更前後の別 | 変更年月日 | 主たる事務所の所在地 |
|--------|-----------|---------------------|
| 変更前 | | 北九州市小倉南区大字木下110番地2 |
| 変更後 | 平成21年4月1日 | 北九州市小倉南区大字木下1160番地5 |
| 変更後 | 平成23年4月1日 | 北九州市小倉南区大字木下395番地 |
| 変更後 | 平成25年4月1日 | 北九州市小倉南区大字木下586番地7 |

北九州市告示第279号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月24日

北九州市長 北橋健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車が放置されていた場所 | 移動し、保管した自転車の台数 | 移動し、保管した年月日 | 保管及び返還を行う場所 |
|---------------------------|----------------|----------------|------------------------------|
| J R 門司港駅周辺地区 自転車放置禁止区域 | 5台 | 平成25年 5月28日 | 北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所 |
| J R 門司駅周辺地区自 | 4台 | 平成25年 | |

| | | | |
|-----------------------|-----|----------------|-------------------------------|
| 転車放置禁止区域 | | 5月10日 | |
| 上記以外の門司区内自転車放置禁止区域外 | 2台 | 平成25年 5月10日 | |
| | 1台 | 平成25年 5月15日 | |
| | 2台 | 平成25年 5月20日 | |
| | 1台 | 平成25年 5月31日 | |
| J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 29台 | 平成25年 5月8日 | 北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所 |
| | 93台 | 平成25年 5月27日 | |
| J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 21台 | 平成25年 5月21日 | |
| 上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外 | 3台 | 平成25年 5月1日 | 北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所 |
| | 4台 | 平成25年 5月2日 | |
| | 2台 | 平成25年 5月7日 | |
| | 13台 | 平成25年 5月8日 | |

| | | | |
|--------------------------|-----|----------------|---------------------|
| | 3台 | 平成25年 5月9日 | |
| | 3台 | 平成25年 5月13日 | |
| | 3台 | 平成25年 5月14日 | |
| | 3台 | 平成25年 5月16日 | |
| | 6台 | 平成25年 5月20日 | |
| | 4台 | 平成25年 5月21日 | |
| | 14台 | 平成25年 5月23日 | |
| | 2台 | 平成25年 5月24日 | |
| | 2台 | 平成25年 5月27日 | |
| | 6台 | 平成25年 5月29日 | |
| | 6台 | 平成25年 5月30日 | |
| モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 | 3台 | 平成25年 5月24日 | 北九州市小倉南区八重洲町 16番 |

| | | | |
|---------------------------|-----|----------------|-----------------------------------|
| 放置禁止区域 | | | 八重洲自転車保管所 |
| J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域 | 19台 | 平成25年 5月9日 | |
| | 18台 | 平成25年 5月17日 | |
| | 24台 | 平成25年 5月22日 | |
| | 22台 | 平成25年 5月27日 | |
| 上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外 | 1台 | 平成25年 5月8日 | 北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所 |
| | 6台 | 平成25年 5月17日 | |
| | 3台 | 平成25年 5月23日 | |
| | 8台 | 平成25年 5月24日 | |
| | 3台 | 平成25年 5月29日 | |
| 若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域 | 4台 | 平成25年 5月16日 | 北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所 |
| J R 若松駅周辺地区 自転車放置禁止区域 | 2台 | 平成25年 5月10日 | |

| | | | |
|-------------------------|-----|----------------|--------------------------------|
| | 1台 | 平成25年 5月16日 | |
| 上記以外の若松区自転車 放置禁止区域外 | 1台 | 平成25年 5月1日 | |
| | 2台 | 平成25年 5月2日 | |
| | 5台 | 平成25年 5月9日 | |
| | 25台 | 平成25年 5月10日 | |
| | 1台 | 平成25年 5月16日 | |
| | 1台 | 平成25年 5月21日 | |
| JR八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 4台 | 平成25年 5月14日 | 北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所 |
| 上記以外の八幡東区自 転車放置禁止区域外 | 1台 | 平成25年 5月2日 | |
| | 1台 | 平成25年 5月7日 | |
| | 2台 | 平成25年 5月8日 | |

| | | | |
|---------------------------------|-------|-----------------------|----------------------------------|
| | 1 台 | 平成 2 5 年 5 月 1 3 日 | |
| | 2 台 | 平成 2 5 年 5 月 2 9 日 | |
| J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 1 2 台 | 平成 2 5 年 5 月 2 8 日 | |
| J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 4 9 台 | 平成 2 5 年 5 月 9 日 | 北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所 |
| J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 1 4 台 | 平成 2 5 年 5 月 1 5 日 | |
| J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 1 9 台 | 平成 2 5 年 5 月 2 3 日 | |
| 上記以外の八幡西区自 転車放置禁止区域外 | 1 1 台 | 平成 2 5 年 5 月 1 7 日 | 北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所 |
| J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域 | 1 9 台 | 平成 2 5 年 5 月 1 3 日 | 北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所 |
| J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 1 4 台 | 平成 2 5 年 5 月 2 2 日 | |

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月24日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第6号

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則

北九州市立図書館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。